



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 20 日 (火)  
第 8 5 9 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	図書の物品売払代金の徴収事務の委託 (385) (政策法務課) . . . . . 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (386) (皆成学園) . . . . . 2 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (387・388) (会計指導課) . . . . . 2 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (389) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (390) (〃) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (391) (〃) . . . . . 4 土地改良区の役員の就任 (392) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (393・394) (〃) . . . . . 4 開発行為に関する工事の完了 (4 件) (395～398) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (399) (東部福祉保健事務所) . . . . . 7 土地改良区の役員の就退任 (400) (東部農林事務所) . . . . . 8 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (401) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 9
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) . . . . . 12 落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第385号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

図 書 名	委託の相手	委託期間
ブックレット各巻及び手記 編各巻	株式会社今井書店	平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日 まで
	鳥取県立博物館振興会	
	公益財団法人鳥取市文化財団	
	株式会社文化の友	
ブックレット各巻	株式会社定有堂書店	〃
ブックレット 2 鳥取県の無らい県運動	公益財団法人日本科学技術振興財団	〃
ブックレット 4 尼子氏と戦国時代の鳥取	株式会社ふるさと鹿野	〃
ブックレット 5 江戸時代の鳥取と朝鮮	韓国物産館	〃
ブックレット 7 満蒙開拓と鳥取県	一般社団法人満蒙開拓平和記念館	〃
ブックレット 1 3 鳥取県の妖怪	境港市観光協会	〃

## 鳥取県告示第386号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立皆成学園等給 食調理業務委託業者選 定プロポーザル審査会	平成27年度から平成29年度までの3年間 の鳥取県立皆成学園等の給食調理業務の 受託者の選定に関する事項	平成26年 5 月20日から 平成27年 3 月31日まで	皆成学園

## 鳥取県告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第52号及び第53号、並びに第66号の2から第66号の4までに規定する手数料の収納事務

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課  
課長補佐 老岐 幸子

## 3 委任期間

平成26年 5 月12日から平成27年 3 月31日まで

**鳥取県告示第388号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

平成26年度鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課  
係長 堀場 智樹

## 3 委任期間

平成26年 6 月 2 日から平成27年 1 月 9 日まで

**鳥取県告示第389号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取部品株式会社	さわやか	東伯郡琴浦町赤碓 236-2	平成26年 5 月 12日	平成26年 6 月 30日	訪問介護

**鳥取県告示第390号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
鳥取部品株式会社	さわやか	東伯郡琴浦町赤碕 236-2	平成26年5月12日	平成26年6月30日

**鳥取県告示第391号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取部品株式会社	さわやか	東伯郡琴浦町赤碕 236-2	平成26年5月 12日	平成26年6月 30日	介護予防訪問介護

**鳥取県告示第392号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

就任した役員の氏名及び住所  
理 事 岡 野 員 行 東伯郡北栄町江北1702  
平成26年4月5日就任 平成29年3月31日まで

**鳥取県告示第393号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所  
理 事 米 田 收 倉吉市鴨河内1010

〃 佐 治 要 倉吉市鴨河内381-1  
〃 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
〃 西 村 達 夫 倉吉市鴨河内1101-9  
〃 岡 本 洋 介 倉吉市鴨河内1105-1  
〃 米 田 恒 和 倉吉市鴨河内901  
〃 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451  
監 事 若 本 郁 夫 倉吉市鴨河内378  
〃 米 田 家 嗣 倉吉市鴨河内1019  
〃 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228

平成26年4月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 西 村 達 夫 倉吉市鴨河内1101-9  
〃 黒 川 正 美 倉吉市鴨河内1156-1  
〃 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451  
〃 米 田 收 倉吉市鴨河内1010  
〃 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
〃 佐 治 要 倉吉市鴨河内381-1  
〃 米 田 耕 作 倉吉市鴨河内945-3  
監 事 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228  
〃 若 本 郁 夫 倉吉市鴨河内378  
〃 米 田 豊 平 倉吉市鴨河内987-6

平成26年4月10日就任 任期4年

鳥取県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 公 孝 倉吉市小田131  
〃 徳 田 和 幸 倉吉市下古川17  
〃 生 田 愿 倉吉市大塚120  
〃 伊 東 正 夫 倉吉市新田85-1  
〃 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246  
〃 徳 田 一 範 倉吉市井手畑38  
〃 吉 田 正 倉吉市中江185  
〃 大 上 哲 人 倉吉市大塚231  
〃 岡 本 和 幸 北栄町国坂225  
監 事 北 窓 実 倉吉市新田238  
〃 兼 本 晴 實 倉吉市古川沢82

平成26年4月21日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
〃	生 田 愿	倉吉市大塚120
〃	伊 東 正 夫	倉吉市新田85- 1
〃	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	徳 田 一 範	倉吉市井手畑38
〃	吉 田 正	倉吉市中江185
〃	岡 本 和 幸	北栄町国坂225
〃	福 田 好 雄	倉吉市穴窪224
監 事	北 窓 実	倉吉市新田238
〃	奥 田 義 富	倉吉市古川沢247- 4

平成26年4月22日就任 任期4年

## 鳥取県告示第395号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年5月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年5月2日 鳥取県指令第201400017550号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市新屋町字垣ノ内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県船橋市薬円台五丁目18-13  
壁 操子、壁 祐司朗

## 鳥取県告示第396号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年5月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年4月25日 鳥取県指令第201400020380号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市道笑町三丁目205- 1

内田 光俊、内田 由起子

**鳥取県告示第397号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年 5 月 2 日 鳥取県指令第201400021556号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市両三柳295-1  
岩山 勝治

**鳥取県告示第398号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年 5 月 2 日 鳥取県指令第201400021563号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市皆生新田三丁目13-17  
黒見 祐子

**鳥取県告示第399号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 5 月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

特定非営利活動 法人どんぐりこ	鳥取市古海 301-7	どんぐりこ	鳥取市商栄町203- 19	就労継続支援 B 型	平成26年 5 月 9 日
--------------------	----------------	-------	------------------	---------------	------------------

## 鳥取県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 5 月 20 日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	星 見 義 雄	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	船 越 昨一郎	鳥取市湖山町西一丁目211
〃	太 田 豊	鳥取市湖山町南五丁目435
〃	朽 谷 悟	鳥取市湖山町南五丁目464
〃	山 根 善 政	鳥取市湖山町南一丁目609
〃	奥 村 利 治	鳥取市湖山町南一丁目303
〃	山 根 幸 博	鳥取市湖山町南一丁目474
〃	山 根 敏 幸	鳥取市湖山町南一丁目134
〃	星 見 慎 一	鳥取市湖山町北一丁目672
〃	小 柴 勝	鳥取市湖山町南一丁目385
〃	本 庄 政 寿	鳥取市湖山町南一丁目951
〃	影 井 和 広	鳥取市湖山町南一丁目321
監 事	田 中 力 雄	鳥取市湖山町北一丁目531
〃	小 坂 秀 美	鳥取市湖山町南一丁目161
〃	山 下 行 正	鳥取市湖山町南一丁目935

平成26年 3 月 31 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	星 見 義 雄	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	船 越 昨一郎	鳥取市湖山町西一丁目211
〃	太 田 豊	鳥取市湖山町南五丁目435
〃	岩 本 満 直	鳥取市湖山町南五丁目451
〃	山 本 一 博	鳥取市湖山町南一丁目122
〃	渡 邊 多紀夫	鳥取市湖山町南一丁目802
〃	山 根 幸 博	鳥取市湖山町南一丁目474
〃	山 根 敏 幸	鳥取市湖山町南一丁目134
〃	村 上 洋 一	鳥取市湖山町北一丁目501
〃	小 柴 勝	鳥取市湖山町南一丁目385
〃	本 庄 政 寿	鳥取市湖山町南一丁目951
〃	影 井 和 広	鳥取市湖山町南一丁目321
監 事	影 井 克 博	鳥取市湖山町南一丁目455
〃	國 富 一 郎	鳥取市湖山町西二丁目133
〃	山 下 博 教	鳥取市湖山町南一丁目811



平成26年4月1日就任 任期3年

**鳥取県告示第401号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月20日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西二丁目179-1（1,460平方メートル）	砂（436立方メートル）	平成26年4月4日から平成27年4月3日まで	平成26年4月4日

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年5月20日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成26年8月20日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成26年9月24日（水）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急

の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成26年7月14日(月)から同月18日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年5月20日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成26年 8 月20日 (水) 午前 9 時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成26年 9 月25日 (木) 午前 9 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成26年 7 月14日 (月) から同月18日 (金) までの日の午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。

- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 平成26年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成26年3月28日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |
| 5 契約金額             | 84,511,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課<br>鳥取市東町一丁目220  |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月20日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 灯油 640キロリットル                    |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                          |
| 3 落札日              | 平成26年3月20日                      |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 株式会社ハルキ<br>倉吉市住吉町114            |
| 5 落札金額             | 1リットル当たり83.3円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日            | 平成26年2月7日                       |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                        |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課<br>倉吉市東昭和町150    |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 20 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | A重油 J I S 1 種 2 号 750キロリットル            |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                                 |
| 3 落札日              | 平成 26 年 3 月 31 日                       |
| 4 落札者の名称及び所在地      | グレース株式会社<br>鳥取市徳尾 189-1                |
| 5 落札金額             | 1 キロリットル当たり 82,800 円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日            | 平成 26 年 2 月 18 日                       |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                               |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課<br>鳥取市江津 730            |